

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）第 6 条の規定により、大洲市学校給食センター整備運営事業を特定事業として選定しましたので、同法第 8 条の規定により、特定事業選定の客観的な評価の結果を公表します。

平成 22 年 10 月 19 日

大洲市長 清 水 裕

大洲市学校給食センター整備運営事業

特定事業の選定

～子どもたちに笑顔を届ける学校給食センター～

平成22年10月

大 洲 市

目 次

第 1	事業概要	1
1	事業の目的	1
2	事業内容	1
(1)	事業方式	1
(2)	事業期間	2
(3)	業務範囲	2
第 2	市が自ら実施する場合と P F I で実施する場合の評価	3
1	評価方法	3
2	市の財政負担見込額による定量的評価	3
(1)	市の財政負担額算定の前提条件	3
(2)	算定結果	4
3	P F I 事業として実施することの定性的評価	5
(1)	サービス水準の向上	5
(2)	リスク分担の明確化による安定した事業運営	5
4	総合的評価	5

第1 事業概要

1 事業の目的

学校給食においては、平成9年に文部科学省による「学校給食衛生管理の基準」が制定され、原則、これに従った衛生管理が実施されてきた。その後、平成20年の「学校給食法」の改正により、新たな「学校給食衛生管理基準」に従った衛生管理が望ましいと法的に位置付けられたことにより、適切な衛生管理の徹底が求められている。

大洲市（以下「市」という。）では、現在、幼稚園9園、小学校20校、中学校9校に対し、単独調理場1施設（長浜中学校）と共同調理場3施設（大洲・肱川・河辺）から、合計4,391食/日の給食を提供しているが、長浜地域の小学校9校（うち1校休校中）には、完全給食が実施されていないのが現状である。また、共同調理場のうち大洲及び肱川学校給食センターは、施設・設備の老朽化が進んでいるとともに、「学校給食衛生管理基準」に基づくドライ方式の導入や、非汚染作業区域・汚染作業区域の区分によるさらなる衛生管理の向上等の必要性から、新たな学校給食施設の整備が求められている。

これら課題の解消を図りつつ、学校給食法の目的である「学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ること」を達成し、安全かつ質の高い給食を提供するとともに、給食への多様な要望に対応するため、市は、大洲及び肱川学校給食センターを統合し、新しい大洲市学校給食センター（以下「本施設」という。）を、平成24年9月の運営開始に向けて整備する。

しかしながら、市の財政状況は厳しく、従来以上の「より効率的な運営」を図るとともに、民間が有する食品衛生に関するノウハウを活用し、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「PFI法」という。）に基づく事業手法を用いることにより、さらに安全・安心でおいしい学校給食の実現を図ることとした。

2 事業内容

(1) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、市が所有する土地に市と事業契約を締結し当該特定事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）自らが本施設を設計及び建設し、完工後は市に施設等の所有権を移転し、事業者が所有権移転後の事業期間中に係る施設の維持管理業務及び運営等業務を実施する、BTO（Build-Transfer-Operate）方式とする。

(2) 事業期間

事業期間は、事業契約締結日から平成 39 年 3 月末日までとし、次のとおりとする。

- ① 事業契約締結 平成 23 年 6 月
- ② 設計・建設期間 平成 23 年 7 月～平成 24 年 7 月（13 か月間）
- ③ 本施設の所有権移転 平成 24 年 7 月
- ④ 開業準備 平成 24 年 8 月（1 か月間）
- ⑤ 維持管理・運営期間 平成 24 年 9 月～平成 39 年 3 月（14 年 7 か月間）

(3) 業務範囲

本事業は、事業者が、本施設の設計・建設業務、維持管理業務、運營業務等を行うことを業務の範囲とする。

具体的な業務の範囲については、「要求水準書」で改めて詳細に示すが、その概要は次のとおりである。

① 施設設計・建設業務

- (ア) 施設の設計（基本設計・実施設計）・建設業務
- (イ) 附帯施設及び外構の設計・建設業務
- (ウ) 工事監理業務
- (エ) 建築確認申請等の各種申請業務及び竣工検査、引渡し等関連業務
- (オ) 近隣対応・対策

② 施設維持管理業務

- (ア) 建築物保守管理業務（建築物の修繕業務を含む。）
- (イ) 建築設備保守管理業務（建築設備の修繕業務を含む。）
- (ウ) 附帯施設保守管理業務（附帯施設の修繕業務を含む。）
- (エ) 外構等保守管理業務（外構の修繕業務を含む。）
- (オ) 調理設備保守管理業務（調理設備の修繕業務を含む。）
- (カ) 清掃業務
- (キ) 警備業務
- (ク) 上記各項目に伴う各種申請等業務

③ 施設運營業務（学校給食に係る業務）

- (ア) 食材検収補助業務
- (イ) 調理業務（米飯（※1）、下処理業務及び配缶業務を含む。）
- (ウ) 衛生管理業務
- (エ) 食物アレルギー対応食調理業務
- (オ) 配送・回送業務（事業者の調達した給食配送車により、市の指定する学校等に対するパン及び牛乳の配送（※2）を含む）
- (カ) 食器具等の洗浄・保管業務

- (キ) 廃棄物等処理業務
- (ク) 給食配送車及び運営備品調達・維持管理・更新業務
- (ケ) 開業準備業務
- (コ) 広報補助業務（見学者対応を含む。）
- (カ) 上記各項目に伴う各種申請等業務

※1 米飯については、現在、本施設で炊飯するケースと、(財)愛媛県学校給食会より委託された業者へ取りに行き各学校へ搬入するケースの2パターンを想定している。したがって、現段階では、米飯は本事業の運営業務に含むものとする。

※2 パン及び牛乳については、現在、本施設へ搬入されるケースと、(財)愛媛県学校給食会より委託された業者から直接学校等へ搬入されるケースにより構成することを想定している。したがって、本施設へ搬入されるパン及び牛乳の市の指定する学校に対する配送は、本事業の運営業務に含むが、学校等に直接搬入されるパン及び牛乳の配送は、本事業の運営業務には含まない。

④ 市への施設の所有権の移転に係る一切の業務

第2 市が自ら実施する場合とPFIで実施する場合の評価

1 評価方法

- ① 本事業をPFI事業として実施することにより、事業期間を通じた市の財政負担の縮減及び公共サービス水準の向上が期待できることを選定の基準とした。具体的には、次の点について評価を行った。
 - ・市の財政負担見込額による定量的評価
 - ・PFI事業として実施することの定性的評価
 - ・上記による総合評価
- ② 市の財政負担見込額の算定に当たっては、事業者からの税収についての適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

2 市の財政負担見込額による定量的評価

(1) 市の財政負担額算定の前提条件

本事業を市が自ら実施する場合及びPFI事業として実施する場合の財政負担額の算定に当たり、設定した主な前提条件は表-1のとおりである。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の応募者の提案内容を制約するものではない。

表－１ 市の財政負担額算定の前提条件

	市が自ら実施する場合	P F I 事業として実施する場合
財政負担見込額の主な内訳	① 本施設の設計及び建設に関する業務費 ② 本施設の維持管理に関する業務費 ③ 本施設の運営に関する業務費 ④ 開設準備費 ⑤ 地方債（合併特例債）償還費 ⑥ 光熱水費	① 本施設の設計及び建設に関する業務費 ② 本施設の維持管理に関する業務費 ③ 本施設の運営に関する業務費 ④ 開設準備費 ⑤ アドバイザー費 ⑥ モニタリング費 ⑦ 公租公課 ⑧ 光熱水費
共通の条件	① 事業期間：設計・建設期間 1 3 か月、開業準備期間 1 か月、維持管理・運営期間 1 4 年 7 か月 ② 調理給食数：4, 3 0 0 食/日 ③ インフレ率：0 % ④ 割引率：2 %（平成 2 3 年を係数 1）	
設計及び建設に関する費用	概略の施設計画に基づき、積算及び先行事例の実績等を勘案して設定	設計、建設、維持管理及び運営の一括発注による効率化が図られ、また性能発注によって選定事業者の創意工夫が行われることによるコスト縮減が実現するものとして設定
維持管理に関する費用	概略の施設計画に基づき、現施設及び先行事例の実績等を勘案して設定	
運営に関する費用	概略の施設計画に基づき、現施設及び先行事例の実績等を勘案して設定	
資金調達に関する事項	① 交付金 ② 一般財源 ③ 地方債（合併特例債） ※ 近年の動向をふまえ金利設定	① 建設一時金 ② 資本金 ③ 借入金 ※ 近年の動向をふまえ金利設定

(2) 算定結果

上記の前提条件を基に、市が自ら実施する場合の財政負担額と P F I 事業として実施する場合の財政負担額を比較した結果は次のとおりである。

表－２ 市の財政負担額の比較

項 目	金額（現在価値）
市が自ら実施する場合の市の財政負担額	2, 423 百万円
P F I 事業として実施する場合の市の財政負担額	2, 281 百万円
市の財政負担縮減額	142 百万円

※上記金額は消費税を含む。

この結果、現在価値換算額で、本事業を市が自ら実施する場合に比べ、P F I 事業として実施する場合は、事業期間中の財政負担額が約 142 百万円（約 5.9%）縮減されるものと見込まれる。

3 PFI事業として実施することの定性的評価

本事業をPFI事業として実施する場合、市の財政負担額縮減の可能性といった定量的な効果に加え、次のような定性的な効果が期待できる。

(1) サービス水準の向上

本事業においては、事業者が有する設計、建設、維持管理、運営等の専門的な知識やノウハウを活用することにより、本施設の機能の向上や給食提供の確実性、安全性、効率性、環境問題等への対応が可能となり、良質かつ効率的なサービスの提供が期待できる。

(2) リスク分担の明確化による安定した事業運営

計画段階であらかじめリスク分担を明確にすることにより、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できるとともに、適正なリスク管理により過度な費用負担を抑制することが可能となる。

4 総合的評価

本事業は、PFI事業として実施することにより、事業全体を通じて事業者の効率的かつ効果的な事業ノウハウを活用することが可能となり、結果として定量的評価における財政負担の縮減が期待できるとともに、サービス水準の向上など定性的評価に示した効果が期待できる。

以上により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、ここにPFI法第6条に基づく特定事業として選定する。